C_2：検量線から求めた試料中の６－（８，11，14－ペンタデカトリエニル）サリチル酸の濃度（μg／mL）
C_3：検量線から求めた試料中の６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸の濃度（μg／mL）
f_1：６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸標準品の純度（％）
f_2：６－（８，11，14－ペンタデカトリエニル）サリチル酸標準品の純度（％）
f_3：６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸標準品の純度（％）
W：試料採取量（g）
操作条件
検出器：紫外吸光光度計（測定波長：280nm）
カラム：内径４㎜、長さ75㎜のステンレス管に粒径３μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。
カラム温度：25℃付近の一定温度
移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液（80：20：１）
流量：毎分約２mL
カラムの選定：６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸標準品及び６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸標準品10mg（9.5～10.4mg）ずつを酢酸エチルに溶かし、10mLの全量フラスコに入れ、更に酢酸エチルを標線まで加えて10mLとする。この溶液５μLにつき、上記の条件で操作するとき、６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸、６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸の順に溶出し、その分離度が11以上のものを用いる。
検量線の作成
６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸標準品10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸標準原液とする。この標準原液の一定量に酢酸エチルを加え、１mL中に50μg、100μg、250μg及び500μgを含有するように正確に希釈し、標準液とする。標準液５μLにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸のピーク面積を求めて検量線を作成する。
別に、６－（８，11，14－ペンタデカトリエニル）サリチル酸及び６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸標準品それぞれ10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、それぞれ10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、６－（８，11，14－ペンタデカトリエニル）サリチル酸標準原液及び６－（８－ペンタデセニル）サリチル酸標準液とする。以下６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸標準原液と同様に操作し、検量線を作成する。

(イ) 製造の方法の基準
カシューナッツ殻を加温せずに圧搾し、ろ過して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準
遮光した気密容器に保存すること。